

全国町並みゼミが取り組んできた町並み保存の課題：

ユネスコ「HULに関する勧告」のリアリティ*

特定非営利法人全国町並み保存連盟

理事長 福川裕一

はじめに

本年11月、44回目となる全国町並みゼミが奈良で開催される。全国町並みゼミは、全国で町並み保存に取り組む住民団体が年に一度集まり、まさに「歴史的町並みの保存と生かし方」を語り合う場である。これまでの43回の町並みゼミが、どのようなことを課題としてとりあげ、話し合いを行ったかは、各ゼミごとに掲げられるスローガン、分科会のテーマ、そして最後に採択される「宣言」から読み取ることができる。全国町並み保存連盟のWEBサイト¹⁾のトップページの一番下に、これらをまとめた冊子をダウンロードできるボタンがある。この冊子を手元に置きながら、私たちの町並み運動の課題がどのように変わってきたのか、とくにここ10年の特徴的な変化に焦点をあて、私たちが現在とりくむべき課題について考えてみたい。

名古屋有松大会「町並みは私が守る」

間もなく半世紀に及ぶ町並みゼミの歴史の中で、転機を迎えたと感じたのは、2017年に開催された第40回名古屋有松ゼミの時である。同ゼミの実行委員会は、「町並みは私が守る、みんなのものから40年」をスローガンに掲げた。有松は、1978年に、足助と共に、第1回全国町並みゼミを開催した町である。その時のスローガンが「町並みはみんなのもの」であった。「町並みはみんなのもの」は、その後も一貫してわが全国町並み保存連盟の理念として受け継がれてきた。

「町並みはみんなのもの」の意味について、全国町並み保存連盟の設立と町並みゼミの開催に尽力した石川忠臣氏は、1974年4月17日に有松で開催された町並み連盟を発足させた会合の情景

を描きながら、次のように述べている：「一軒の民家は個人の大事な財産だが、外観は、先祖伝来の町みんなのものだと、都市景観の原理をずばり言っているのけた」（1994年第17回須坂大会レジメ）。「外観」と限定している点に少し違和感があるが²⁾、町並みは、政府を含め、みんなで守らなければならないという基本原則をひとことで言い表した意味は大きい。そして有松・足助宣言は、「地域の創造の主体は、住民であり、自治体であり、それに協力する専門家である。」と高らかにうたいあげた。

この段階で、建物所有者以外の市民は、第三者であった。言わば応援団であり、所有者と一緒に（あるいは無関係に）、町並みをこわすマンションや公共事業の反対運動に取り組んだり、伝建地区の設定など必要な行政施策がとられるよう活動することが主な任務であった。しかし40年を経て、市民は、従来の所有者とその他という枠を超え、空家を取得して活用する、お店を開く、クラウドファンディングに参加する、指定管理者となる、町歩きガイドをする、町並み散策を趣味にするなど、それぞれの立場から、歴史的建物や町並みにより深く・広くかかわるようになった。その経過が、「町並みは私が守る」という決意表明に凝縮されたのだと言えよう。

こうして、「名古屋有松宣言」は、今後の町並み運動の指針となる以下の5項目を掲げた：

1. 歴史的な建物や町並みを持続的に維持していくためには、歴史的な建物や町並み地区の市場価値があがることが欠かせない。私たちは、それぞれの立場から、歴史的な建物や町並みの保存・再生に主体的にかかわり、市場形成の一翼

を担っていく。

2. 安易な開発や保存は市場価値をあげることに
ならない。私たちは、今まで以上に、歴史的建
物や町並みの本質的な意味・仕組みを研究し・
学び・共有し、確かな修理・修復・修景、そし
てまちづくりを進める。

3. 歴史的な町並み地区を、地場産業、地域のラ
イフスタイルなど、地域の誇りを産業にする場
とし、経済社会の再生をはかる。その際「かわ
い、楽しい、おいしい」を目標に据え、若者
が出店しやすく、参加しやすい町をめざす。

4. 「観光は外からの再評価」という原点を確認
し、住民が誇りともてなしの心を持つまちづ
くりを進める。新しいものを受け入れるにあた
っては、住民の五感に違和感をもたらさない
よう、コミュニティのルールを定める。一方
で地権者が安心して歴史的建物を貸し出せる
まちづくり会社などのシステムを整備する。

5. 伝建地区の枠組みを超えた歴史的建物の保
存と継承へ向け、歴史的建物への建築基準法
適用除外を措置する技術的助言、歴史的な建
物を存置することが可能になった都市再開
発法の改正、歴史的建物の保存・活用を進め
る自治体の条例制定などの動きが始まった。
その動きが一層本格的に展開するよう、「町
並みはわたしが守る」取り組みを強力に進め
る。

倉敷大会「周辺環境を考える」

名古屋有松宣言に結実したこのような動きは、
21 世紀に入ってから顕著になった。たとえば、
2013 年に行われた第 36 回倉敷大会では、これ
らテーマが全面展開された。

倉敷大会のスローガンは「つながる地域文化の
伝統と創造：備中風土力の発信」で、倉敷を中
心都市とする備中地域の町並み地区をネットワ
ークすることが大きな目標となっていた。一方、
倉敷のまちなかについては、名古屋有松宣言の
5 項目と重なる、①観光、②重伝建地区周辺、
③活用が分科会のテーマとして設定された。倉
敷は、1968 年に、金沢とともに日本で最初に
町並み保存条例を定め、町並み保存に取り組ん
できた都市である。その時に定めた伝統美観地
区は、観光ガ

イドにもものる倉敷の町並みの代名詞となっ
ている（重伝建地区より少し大きい範囲が指
定されている、図 1）。このような「成功事例」
が、50 年の経過を経て喫緊の三つの課題を提
起したのである。

地元主催団体である倉敷町家トラストは、重
伝建地区内外で、空き家の保存再生を手がけ
「町並みはわたしが守る」を実践している。こ
のような実践で浮上するのが、曲がりなりにも
町並み保存



写真 1. 鶴形山から見た景観

重伝建地区（手前）の向こうに、高層ビルの混じる周辺市街地が広がる



写真 2. 重伝建地区周辺の市街地①

伝統的な建物、高層建物、空地（駐車場）がまじりあう



写真 3. 重伝建地区周辺の市街地②

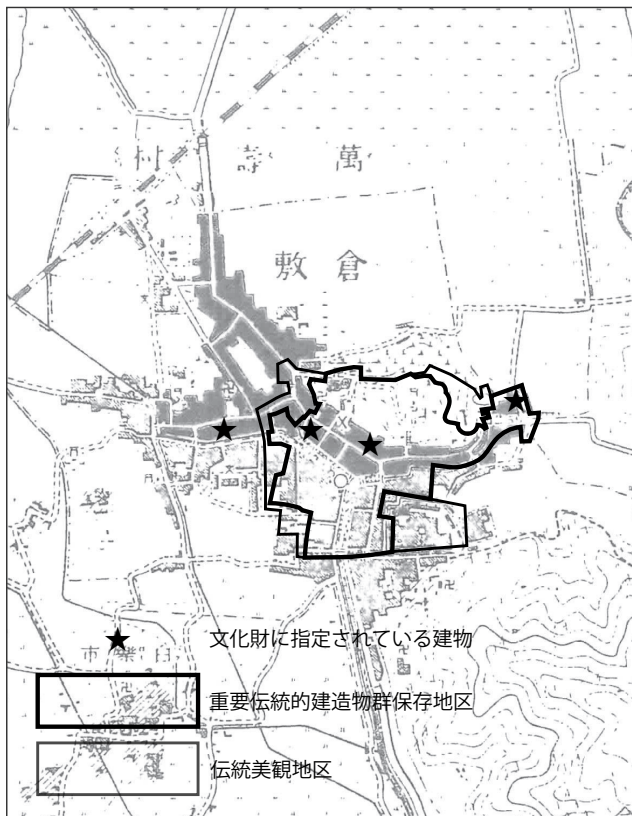
伝統建物がまとまっている「こまちなみ」も点在する

が達成されている重伝建地区と対照的な、歴史的建物の滅失が止まらない周辺地区の問題である。重伝建地区の周辺には、伝統的な建物、マンションやホテルなどの高層建物、そして空地が混じり合う市街地が広がる³⁾。そのような地区でも伝統的な建物は保存し活かしていく必要があるのではないか、新しい建物を建てる場合も、いわゆる高層マンションとは異なる開発はできないのか、同会に残っている町家等の調査を行い、「伝統的な町並みと周辺環境を考える」分科会を用意した。同会は現在も継続的に調査を行い、この問題に引き続き取り組んでいる。

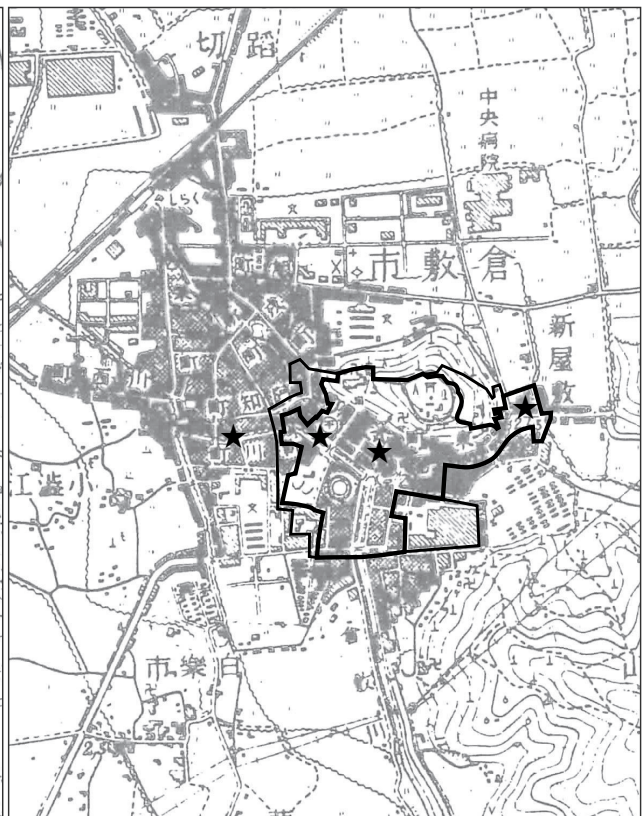
重伝建地区内に限定しない、伝統的町家などの保存は、景観法（2004）や歴史まちづくり法（2008）で期待され、地域によっては関連する努力が続いているが、茨の道が続いている。倉敷ゼミ前後の動きを年表に整理してみよう。京都での取り組みが頭抜けている。京都では、1992年に設立された京町家再生研究会を中心に継続的な努力が続き、2012年には、京都市が建築基準法の適用を除外する条例を整備するに至った（年表）。

表 倉敷ゼミ前後の出来事

- 1992：京町家再生研究会
- 1997：京都市景観・まちづくりセンター
- 1999：京町家作事組、京町家友の会
- 2002：京町家情報センター（京町家ネット）
- 2004：景観法、重要文化的景観
- 2008：歴史まちづくり法
- 2010：クールジャパン
- 2012：京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例（4月施行）
- 2013：国家戦略特区のひとつに古民家緩和、歴史的建築物活用ネットワーク（9.11）
- 2013：全国町並みゼミ倉敷大会（9.20-22）
- 2013：京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例
- 2014：地方創生（ローカル・アベノミクス）
- 2014：建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言）（4.1）
- 2014：倉敷市まちづくり基金
- 2016：観光庁：歴史資源を活かした観光まちづくり（2020年までに全国200地区）
- 2017：京都市京町家の保全及び継承に関する条例
- 2017：民泊法



明治30測



明治43測大14修

図1. 倉敷の市街地と重伝建地区

戦前までの市街地には、伝統的な建物が数多く残っている。重伝建地区はその一部にすぎない

また、2010 年ごろから観光資源としての視点から「古民家活用」が政策課題となり、国レベルでの建築基準法緩和の措置がはじまった。この辺の事情を、倉敷宣言は次のように述べている：

・・・歴史的建造物の保存・活用にかかる建築基準法の適用についても進展が見られた。この分野での先進都市である京都市は、昨年「伝統的建築物保存活用条例」を制定し、建築基準法をそのまま適用するのではなく、京町家等の伝統的建築物本来の構造と意匠が、安全性を確保する中で継承できる方途を開いた。この条例を活用し、NPO 法人「京町家再生研究会」等の努力により、伏見区の大塚町家が龍谷大学サテライトキャンパスとして改修され、活用が実現した。まだまだ課題は大きいものの、こうした京都の取り組みは全国の仲間を勇気づけた。さらに、空き家の再生と利用も経験が積み重ねられつつあり、今大会でも活発な交流がなされた。この際、修理だけでなく、不動産や流通、資金調達など多角的な観点の重要性も指摘され、新たな活動目標が確認された。さらに、多くの歴史的建築物の保存活用に努力している自治体、団体等で構成している「歴史的建築物活用ネットワーク」が提案している国家戦略特区の提案について、賛成し、ネットワークに加わることをとした。その際、歴史的建築物が安心・安全な活用が進められること、またそれらの歴史的特性が確実に維持・継承できるよう、慎重な議論も必要であることを確認した。

その後、建築基準法の緩和は特区による措置ではなく、自治体が条例によって行うこととなった(2014)。また、京都では 2017 年に、住民運動が実り、伝統町家を取り壊す時には届出を義務付ける「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」が制定された。名古屋有松宣言の 5 は、これらがの結果を反映している。

倉敷ゼミでの、同僚の(当時)マーチン・モリス千葉大学教授の発言が印象に残っている。曰く「イギリス政府はケチです。でも歴史的な建物や町並みがよく保存され活用されているのは、古い

建物を直すと価値が上がるという市場が形成されているからです」。「名古屋有松宣言」の 1 は、それを定式化したものである。京都市などの一連の措置は、そのためのハードルを少し切り下げた。倉敷では、2014 年から中心市街地活性化の枠組みの中で、重伝建地区の内外に関わらず、伝統的建物の改修に補助金を支出するまちづくり基金の制度が始まった。丹波篠山で日本版アルベルゴ・デフーズがはじまり、谷中では、市民団体が伝統的な建物を活用するディベロッパとして活動するようになった。しかし、イギリス並みの市場メカニズムによる伝統的建物の保存は、先進地京都でもまだまだ困難である。何よりも、イギリスでは、保存すべき建物をリストアップするリスティングの制度が基本にあることを忘れてはならない(日本の登録文化財制度はイギリスのリスティングをモデルにしているが、あくまでも所有者の同意と申し出を原則にしている点が大きく異なる)。市場メカニズムがうまく機能するためには、必要な制度環境が欠かせない。両者は車の両輪である。

川越大会：「HUL」が浮上

2020 年の 1 月末から 2 月はじめにかけて第

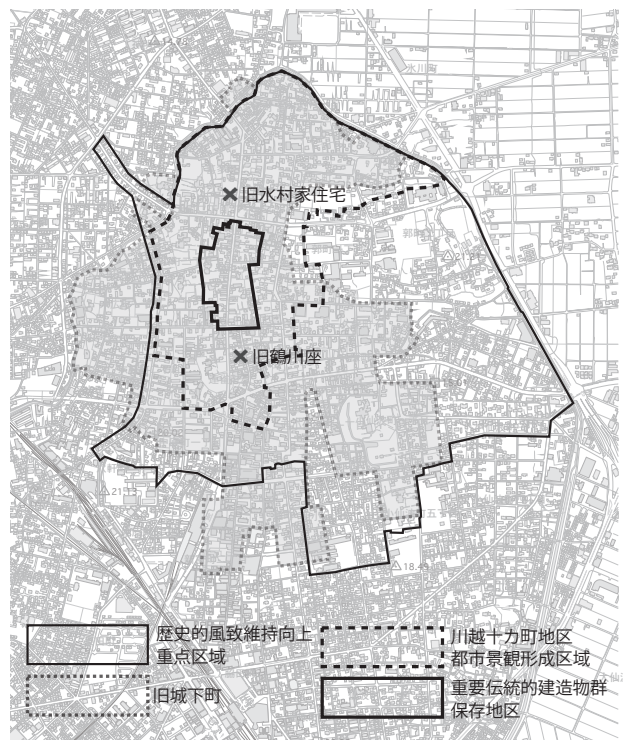


図 2. 川越の歴史環境をまもるための区域等
歴史環境を守るためのゾーンの重なり。フル装備状態にある。×は取り壊された主な建物

42 回全国町並みゼミ川越大会が開催された。ここでも遭遇したのは、重伝建地区外の建物の保存問題である。川越宣言の該当箇所を引こう：

第1分科会「歴史的都市環境（Historic Urban Landscape = HUL）をどう守るか？」は、前日のイベントから連なるテーマで、伝建地区になりきれない歴史的環境をどう保全するか、伝建地区の外に広がる歴史的環境をいかに保全するか、望ましい制度的枠組みについて討議・構想した。伝建地区の間口を拡大するのか、文化的景観を拡充するのか、両者を組み合わせるのか、専門家の間で火花が散った。

ここでイベントとは、前日に行われたトークセッション「谷中を通して最先端のまちづくりを考える」のことである。建物の保存活用に実績をあげつつある谷中のグループは谷中を重伝建地区にしたいという希望を表明している。宣言は、最後を次のように締めくくった：

私たちは、この四半世紀に川越が実現してきたまちづくりに、たくさんの人々が訪れていることに目を見張り、私たちの町並み運動の確かさを確認した。同時に、重伝建地区の内外に、歴史的資源の滅失など多くの課題があり、運動の手を決して緩めてはならないことも確認した。この認識のもとに、これからも知力と想像力を尽くして町並み運動に取り組む決意を新たに、右宣言する。

制度に関する分科会は町並みゼミの定番であるが、川越の場合は、その半年前の夏におきた悲しむべき「事件」を受けたものであった。事件とは、江戸の芝居小屋の唯一の遺構とされる連聲寺門前の旧鶴川座（1900）が、歴史まちづくり法の歴史的風致維持向上計画で保存活用事業の対象となっていたにもかかわらず取り壊されたことである。この建物は重伝建地区の外にあり、その保存と活用は歴史まちづくり法の枠組みに期待されていた。

取り壊しの直接的な理由は、破損が激しいとい

うことであった⁴⁾。しかし市からは、早い段階から、仮に修復して劇場を復活しても採算のとれる施設にはならないという大手会計事務所の試算が示されていた。修復と修復後の運営の費用という財政負担が、このような結果をもたらしたことは想像に難くない。やりきれないのは、やはり重伝建地区外で保存活用事業の対象となっていた老舗の菓子舗・山崎家別邸（1925）が重要文化財に指定されたことである。大店の贅を尽くした建物と庶民の芝居小屋、文化財としての価値に軽重はないと思うが、そのことが明暗を分けたとするととても悲しいことだ。



写真 4. 旧鶴川座

建設当初は土蔵造り風外観だったが、大正時代に洋風タイル張りに改装された



写真 5. 旧鶴川座内部

最後の見学会（6.30）の時、床に回舞台の部材などが展示されている



写真 6. 旧水村家住宅

川越は、一番街を中心とした重伝建地区の周辺の、十か町四門前とよばれる地区を景観法に基づく都市景観形成地域、武家地を含む旧城下町を歴史的風致維持向上計画の重点地区とし、街なみ環境整備事業でバックアップしている（図2）。歴史的環境を守る制度をフル装備している状態である。歴史的風致維持向上計画では、94の歴史的風致形成建造物を指定し、伝建地区外の建物の保存にも熱心に取り組んでいる。それでも、旧鶴川座が壊されたのであった。さらに、やはり重伝建地区のすぐ北に位置し、関東でもっとも古い町家のひとつとされる江戸中期の旧水村家住宅が、どの制度にも位置付けられることなく取り壊される危機が迫っていた（町並みゼミで保存決議をいただいたが、5月に取り壊された）。

以上が、川越町並みゼミ第一分科会「歴史的都市環境（Historic Urban Landscape = HUL）をどう守るか？：歴史的町並みを維持発展させていくための法制度は如何」の背景である。そのタイトルをつけるとき、歴史都市全体を表すうまい言葉探しあぐねるうちに思い浮かんだのがユネスコ勧告の「Historic Urban Landscape」であった。最初は、これを日本語で言うとうなるのだろうかと考えていたのだが、いったんこの言葉を発してみると、私たちがこの間取り組んできた対象を、スパッと言い当てているということに気付いた。これまで、重伝建地区周辺、旧城下町地区、歴史的地区などいろいろ表現してきた対象がひとことで言い表せたのである。しかもただの言葉ではない。この言葉の背後にはユネスコ勧告という重みがある⁵⁾。

同じように感じた人が少なからずおられ、昨年

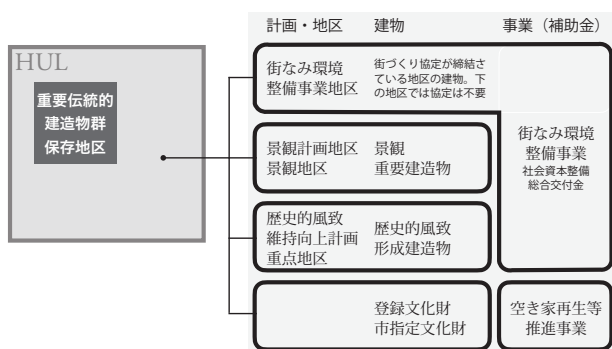


図3. 関連する制度

の12月、倉敷市の支援を得て、オンラインの「HUL連続シンポジウム：倉敷の都市景観の未来を創る新しい枠組みを考える」を開催するに至った。1回目では、まず、ユネスコ勧告の成立過程たどりつつ、勧告全文をしっかりと読むこととした⁶⁾。約60名の参加をいただいた。

この勧告は、世界遺産都市の中あるいはすぐそばで高層・大規模な都市開発が持ち上がった奇抜なデザインの建物が増えたことに対し、世界遺産委員会がイコモスに、高層建築や現代建築の規制とマネジメントのために基準を設ける会合を開いてほしいと要請したことが発端である（2003）。この要請を受け、まず2005年5月にウィーン・メモランダムがまとめられ、これをたたき台に5年以上の歳月をかけて議論を重ね、2011年11月に「Historic Urban Landscapeに関する勧告」がユネスコ総会で採択された。きっかけは世界遺産都市であるが、最後はすべての歴史都市に適用されることとされた⁷⁾。歴史的環境に関する勧告としては5つ目であり、それ以前のものもそのまま有効であるが、それらと新しい勧告の間では、パラダイムが大きく転換した。

定義は次のようである；

8. HULは、文化的および自然的な価値と属性が歴史的に積み重なった結果として理解される都市エリアであり、「歴史的な中心」または「アンサンブル」の概念を超えて広がる、より広い都市の文脈とその地理的環境を含む。

9. このより広い文脈には特に以下を含む：サイトの地誌、地形学、水文学および自然の特徴、歴史的および現代の人工的環境、地上と地下のインフラストラクチャ、そのオープンスペースと庭園、その土地利用パターンと空間構成、知覚的および視覚的關係、都市構造のすべてのその他の要素。さらに以下を含む：社会的および文化的慣習と価値、経済プロセス、および多様性とアイデンティティに関わる歴史遺産の無形の側面。

ユネスコは、この定義にしたがって、各国が、それぞれの文化的文脈の中で継承された価値と伝

統に即して構築されてきた環境保全政策と実践を、都市開発のより広い目標に統合することを求めた。私たちの文脈で言えば、「歴史的な中心」または「アンサンブル」は重伝建地区であり、HULは、川越では旧城下町地区＋その周辺ということになる。その上で、両者を統合した都市政策・計画を実現することが求められている。

ユネスコは、加盟各国の勧告の実施状況をアンケート調査し報告をまとめている。最新の報告は2019年に公表された⁸⁾。「Q24-26. HULの定義に基づいて、すでに歴史的都市エリアのいくつかは拡大され、文化や自然の価値と属性の歴史的なレイヤリングを考慮しつつ、より幅広い都市の文脈とその地理的背景を含むようにしたか？」という問いに対し、日本政府は「これに対応して重伝建地区の範囲が拡大された（たとえば、太田市大森銀山重要伝統的建造物群保存地区、温泉津重要伝統的建造物群保存地区）」と回答している。日本政府が、HUL勧告に従って重伝建地区を拡大することを方針として定めているならよいのだが。

重要伝統的建造物群保存地区の制度は、1978年の第一回町並みゼミに先んずる1975年に始まり、町並みゼミとともに齢を重ねてきた。全国町並み保存連盟には、小樽運河を守る会のように、幅広い視野で歴史的環境の保存に取り組む団体が参加している。それでも、重伝建地区は、多くの地区が目標とする希望の星であった。その数は43道府県101市町村123地区となった（2020年12月）。重伝建地区内の建物は、インテンシブかつ持続的に管理され、大きな成果をあげてきたといえよう。しかし反射的に、重伝建地区外の、特にふつうの歴史的建物への配慮は手薄になったことは否定できない。

この問題は、早くから認識されていて、景観法や歴史まちづくり法などが整備されてきた、その現状はここまで見てきた通りである。

ここで急いで付け加えなければならないことがある。日本では、歴史的な都市の中心部は必ずしも重伝建地区になっていないという事実だ。奈良町もそのひとつであるし、重伝建地区が4つのス

ポットにとどまる京都もそうである。重伝建地区をめざしたが、いろいろな経過でなれなかった地区、はじめからそのようなことは考えていなかった地区など、事情は多様であろう。さらに、東京の谷中、小樽など、既成概念では、重伝建地区の候補と思われてこなかった地区が、重伝建地区へ関心を示すようになった。どうやらわれわれは、HULを手掛かりに、システムを再編成する段階にきているのではないか？

本年（2021年）2月21日、「HUL連続シンポジウム」の二回目を開催した。倉敷、川越、八女から発表があり、いずれの地区でも、重伝建地区外に多数の伝統的建物が存在し、その保存が課題となっている実情が共有され、解決へ向けて取り組んでいくことが確認された。その議論を踏まえ、考え方をまとめて本稿を閉じよう：

1. わが国には、HULをカバーする制度が存在する。歴史まちづくり法である。ただし、この制度に基づく風致維持向上計画は、プロジェクトのプログラムとしての性格が強く、点在する歴史的な建物等を保存していくシステムとしては十分でない（後述）。プロジェクトも、川越の例に見るように、しっかりした市民の関心がないと安易に流れていく。とはいえ、都市を歴史的な文脈で一体として捉え（HULを法的に同定し）、その中で事業を組み立てるという点では画期的な制度である。当面は、景観法などとの併用で不十分なところを補っていくとともに、本格的なHUL法へ再編成していくことが望まれる。

同法を活用していない倉敷と八女は、その導入を図るとともに、このような弱点を見極めた上で、その枠組みに安住することなく、創意工夫を加え、実質的にHUL勧告をする体制を実現することで、制度のバージョンアップを推進することが望まれる。

2. 歴史まちづくり法のHUL法としての弱点のひとつは、建物の取り壊しを止める力が弱いことである。歴史的風致形成建造物を指定できることになっているが、川越の例で言うと、景観重要建築物、登録文化財、市指定文化財をそのままリストアップしている。対象は、どうしても単体として存在感のある建物に限定され、数も自治体の意

欲に依存し限られがちである。

対して、重伝建地区では、歴史的な建物は原則として全て特定物件に指定され現状変更には許可が必要となる。本来の意味での登録制度が実行されている（実際は、所有者の同意を前提とする実務が行われているので伝統的な建物すべてが特定物件になっているわけではない）。この重伝建地区のシステムを HUL 全体へ拡大することが理想である。しかし、それが現実的でないとするれば、重伝建地区をより柔軟な制度として運用することが必要なのではないか⁹⁾。これまでは、重伝建地区は、一定の規模の地区に一定の密度で伝統的建物が遺っていることが前提となってきた。これを、たとえば、HUL あるいは文化的景観として認定されたエリアの中で、さまざまな規模の伝建地区（たとえばミニ伝建＝こまちなみ）を展開する、あるいはある程度の新しい建物との混じり合いを許容していく。重要なのは、建物が残っているかどうかよりも、まず一定の文脈のもとで意味のある範囲（＝HUL）を決め、その文脈の中で作られてきた町並みや建物、その他の文化財を保存していくという考え方へ転換することである。このように考えれば、街道沿いを一体の文化的景観として捉え、伝建地区を連鎖的に設定していくというような応用もできるだろう。

3. ユネスコ勧告は、HUL をアイデンティファイし、上記の規制だけでなく、政策の立案プロセスを含め総合的な取り組みを実行することを求めている（6つのステップ、4つのツールキットなど）。わたしたち町並み運動の「武器」として、これからも HUL の考え方（HUL アプローチ）の普及と実践に取り組んでいきたい。

注

1) <https://www.machinami.org>

2) 筆者は、奈良町三新屋で、はじめて町並みの調査を体験した（1977年5月、歴史環境をめぐる研究会）。調査にあたって、研究会代表の大谷幸夫東大教授（当時）から「町並み保存の根拠を景観（外観）だけに求めるのは弱い、町家に注目すればもっと確実な理論を構築できるのではないか」という示唆をもらい、調査では、町家のシステムを把握し、敷地の使い方や間取りも含めてその合理性をあきらかにすることに力を注いだ。その結果を『現代に生かそう、伝統のまちづくり』という冊子にまと

めて、調査させていただいた住民の方々に配布した（1979年9月）。以上の経過から、町並み保存は外観の保存という表現には、どうしても違和感を感じるのである。

3) 倉敷市は、1990年に倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例を定めて高さの規制に乗り出したが、補償を伴う仕組みであり、適用範囲は限られていた。

4) 破損していたのは、本体ではなく、楽屋として使われていた下屋部分である。

5) ユネスコでもこの用語を使うことには多くの議論があった。このことに限らず、HUL については注6の資料を参照してほしい。

6) 全国町並み保存連盟のWEBページから当日のスライドと解説をダウンロードできる。

7) PRELIMINARY STUDY ON THE TECHNICAL AND LEGAL ASPECTS: RELATING TO THE DESIRABILITY OF A STANDARD-SETTING INSTRUMENT ON THE CONSERVATION OF THE HISTORIC URBAN LANDSCAPE, UNESCO 181 EX/29 (2010.8.23)

8) IMPLEMENTATION OF STANDARD-SETTING INSTRUMENTS PART V, IMPLEMENTATION OF THE 2011 RECOMMENDATION ON THE HISTORIC URBAN LANDSCAPE, INCLUDING A GLOSSARY OF DEFINITIONS - CONSOLIDATED REPORT ON THE IMPLEMENTATION OF THE RECOMMENDATION, 206, UNESCO EX/25.V (2019.3.8)

9) 重伝建地区から外されている栃木の蔵造りの町並みについての、以下の記事を参照してほしい：

<https://www.machinami.org/single-post/2019/08/02/>
関東ブロック町並みゼミ in 栃木：重伝建地区のあり方を考える機会となった